

火山災害対策編における章の名称等の修正 (第 7 章 大量降灰対策)

鹿児島市防災会議

平成 3 1 年 3 月 2 2 日 (金)

経緯

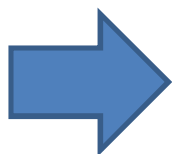
火山専門家などから第7章の名称「大量降灰対策」、第7章で使用されている表現「降灰」、「除灰」について以下のとおり指摘があった。

- ① 大正噴火級の大規模噴火の場合は、大量の軽石が含まれるが、大量降灰対策という表現では、軽石が含まれることが伝わらない。
同じく、「除灰」という表現も、軽石を除去するということが伝わらない。
- ② 「軽石・降灰」という表現が使われているが、軽石は物質で、降灰は現象のため、表現を合わせるなら「軽石」と「火山灰」であるべき。

修正内容

- ① 第7章の名称を「大量降灰対策」から「大量軽石火山灰対策」に変更
- ② 第7章で使用されている表現「降灰」、「除灰」をそれぞれ文脈にあわせて修正

○降灰



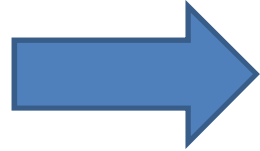
軽石火山灰 火山灰の降下 火山灰
軽石火山灰の降下(軽石火山灰降下)
軽石火山灰堆積 降下 など

(例) 市街地への降灰
→ 市街地への軽石火山灰の降下

(例) 降灰後の数年間は土砂災害や河川氾濫の発生も想定される。
→ 軽石火山灰堆積後の数年間は土砂災害や河川氾濫の発生も想定される。

修正内容

○除灰



除去
軽石火山灰除去

(例) 公共施設及び指定公共機関の除灰
→ 公共施設及び指定公共機関の軽石火山灰除去